

## インフルエンザによる出席停止と治癒報告書について

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。感染拡大予防のため「発症（発熱）の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」を出席停止とします。

再登校するにあたって改めて、「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありませんので、お願いいたします。

### 治癒報告書

松本盲学校長 様  
松本養護学校長 様

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ（疑いを含む）
発症日（発熱等、かぜの症状が出た日）	年 月 日
解熱した日	年 月 日
医療機関受診日	年 月 日
受診した医療機関名	

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印